

～福祉運動・みどりの風 の取り組み～



(2000年6月シンポジウム)

◇ 「福祉運動・みどりの風」とは

「福祉運動・みどりの風」は、「『救貧・救済的な施策』に依存することのない『自立して生きる権利を獲得する』ための新たな運動に取り組み、自立を拒む差別の原因の究明と、それを除去する運動を展開します」という部落解放同盟大阪府連第44回大会運動方針の下、1997年10月に結成された部落解放のための新しい福祉運動組織です。「福祉運動・みどりの風」では、「人権」「自立」「協同」「交流」の4つの基本理念を掲げ、すべての市民の権利擁護の取り組みや、自分らしい生き方で「やっぺいこう」という福祉への発展をめざし、ネットワーク型の市民運動の展開に取り組んでいます。

◇ ハンセン病問題との出会い

「福祉運動・みどりの風」がハンセン病問題に取り組むきっかけとなったのは、メンバーによる1998年6月の国立ハンセン病療養所・長島愛生園訪問です。当時、「みどりの風」として、施設コンフリクト問題（施設拒否）を議論していたこともあり、「隔離施設」「社会の一員として生きることの意味」を知るために、と企画されたものです。

この時の愛生園自治会長・石田雅雄さんや、金泰九さんとの出会いと、ここで見聞きしたものひとつひとつから衝撃を受け、当時のハンセン病国賠訴訟支援や療養所入所者をはじめハンセン病回復者・家族の人権回復に本

格的に取り組むため、99年2月、「みどりの風」に「国家賠償請求訴訟支援プロジェクト」を設置しました。具体的には、各地域におけるハンセン病問題学習会の開催や、国賠訴訟支援署名運動の展開、ハンセン病問題を訴えるための写真パネルの制作と貸し出しの開始などです。

◇ シンポジウム「隔離の90年を問う！」

98年7月、香川県木田郡庵治町宮浴場が、国立ハンセン病療養所・大島青松園入所者に対して「特定の日に利用をするように」との申し入れを行った事件で、同町に対して抗議及び質問状を送付しました。そしてこれらの取り組みをふまえ、当時議論されていた「人権教育・啓発法」の制定と国賠訴訟支援にむけ、2000年6月に「人権教育・啓発法の制定を／隔離の90年を問う～ハンセン病問題の克服にむけて」と題したシンポジウムを開催しました。パネラーには、家西悟さん（元大阪HIV薬害訴訟原告団代表）、神美知宏さん（全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長・多磨全生園入所者）をむかえ「みどりの風」代表の冨田一幸と、それぞれの立場から報告を受けました。この年の7月には、国立ハンセン病療養所・長島愛生園（岡山県邑久町）での現地研修会を開催し、約20人の参加がありました。これまで取り組んできた、国賠訴訟支援署名と支援カンパの贈呈が行



(2001年6月シンポジウム)



(太田知事に要望書を手わたす、福祉運動・みどりの風事務局長)

われた他、入所者の金泰九さんに園内を案内していただきました。

◇ 国賠償訴訟判決勝利を受けて

2001年5月、熊本地裁において、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟について原告側全面勝訴の判決が言い渡されました。この判決を支持する大きな世論に押される形で、国は控訴断念を決定しました。これを受け、「みどりの風」は2001年6月、シンポジウム「隔離の過ちを問う／控訴断念・次の課題は何か？」を開催しました。パネラーには金泰九さん（長島愛生園入所者）、江田五月さん（民主党参議院議員）、富田めぐみさん（西成障害者会館副館長）をむかえ、国の控訴断念を受けての課題についてそれぞれ意見が述べられました。現在に至るまで、ハンセン病に対する偏見や差別を解消するチャンスがあったにもかかわらず、90年以上にわたってこの問題を放置してきた政治の責任をしっかりと問い、そして私たち市民も差別に加担してきたということを反省し、新たな人権の秩序を作り出そう、との熱心な討議が行われました。

◇ 大阪府知事に要望書を提出

シンポジウムの翌日、「みどりの風」のメンバーと金泰九さんは、大阪府健康福祉部を訪れ、大阪府知事宛の「ハンセン病政策の過ちを謝罪し、元患者の『人権回復』に向けた早急な具体策を求める」要望書を提出しました。具体的には、①国による強制隔離政策の下、大阪府が「無らい県運動」の推進など差別政策の一翼を担ったことや、熊本地裁判決が指摘した行政の「不作為」について、知事名でしっかりと謝罪し、府民に公表する、②強制隔離政策に加担するに至る府や府民の果たした役割を徹底して真相究明し、実態調査に早急に取り組む、③府のハンセン病政策に関する関係書類の発掘・提供・開示をすると同時に、保存のための収蔵コーナーを設置する、

④府出身のハンセン病回復者の里帰りのための宿泊施設の提供、遺骨の里帰りを実現するための環境整備など、社会復帰における具体的支援策の構築、⑤ハンセン病に対する差別や偏見を取り除くための講演会やシンポジウムの開催など、責任をもって啓発に取り組む、⑥府が実施する福祉・医療研修に際し、ハンセン病問題に関する研修内容を義務づけることなどを要望しました。そして6月、太田房江・大阪府知事による長島愛生園、邑久光明園への謝罪訪問が実現しました。

◇ 「真相究明」と「人間回復」を！

「福祉運動・みどりの風」は、大阪府・大阪市が開催しているハンセン病真相究明委員会に委員として参画しています。また昨年11月には、大阪府総合福祉協会との共催で、ハンセン病回復者サポーター養成講座を開催しました。

昨年11月に発生した、熊本県黒川温泉のホテルによる国立ハンセン病療養所・菊池恵楓園入所者に対する宿泊拒否事件で、「福祉運動・みどりの風」は県とホテルに抗議声明を送るとともに、緊急抗議集会を開催し、約500人の参加を得て、「市民の連帯宣言」を採択しました。この宣言は、2001年のハンセン病国賠訴訟判決から2年以上が経過した現在、社会が差別の解消やハンセン病回復者の社会復帰支援にいかほどの努力を払ってきたのか、という反省をこめ、ハンセン病回復者やその家族と、市民の連帯に全力をあげようという決意がこめられたものです。

この年の12月、宿泊拒否事件を起こしたホテルの経営会社である（株）アイスターに対して、他の支援団体と共に抗議行動を行いました。

「福祉運動・みどりの風」は、今後もハンセン病回復者の社会復帰支援と真相究明、そしてハンセン病回復者とその家族の人権回復にむけた取り組みを推進していきます。